3　この省令の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する応用課程（職業能力開発総合大学校の応用課程に限る。）を修了した者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条の二第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の応用課程を修了した者とみなす。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第七号
環境省令第七号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十四条（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第三十五条第二項及び第三項、同法第三十八条（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第十五条第二項、第十八条及び第二十条並びに同法第三十九条及び附則第五条の規定に基づき、愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　小泉進次郎

愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令

（指定の申請）

第一条　愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地
二　愛玩動物看護師国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　試験事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　現に行っている業務の概要を記載した書類
七　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
八　法第三十八条において読み替えて準用する法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第二条　法第三十四条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

2　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
三　新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第三条　指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名
二　選任し、又は解任しようとする年月日
三　選任又は解任の理由

2　前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　選任に係る役員の略歴を記載した書類
二　選任に係る役員の法第三十八条において読み替えて準用する法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書

（事業計画等の認可の申請）

第四条　指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第三十八条において準用する法第十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第五条　指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務の実施に関する規程を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第三十八条において準用する法第十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由